

高齢者調査にご協力ください

町では、高齢者の孤立防止のために、各団体の協力のもと見守り体制の強化を図っています。5～8月に高齢者の生活状況等を把握するため、民生委員・児童委員の協力のもと高齢者調査を実施します。各委員が調査のため訪問した際は、ご協力をお願いします。

※調査で取得した個人情報、緊急時等の対応で活用すること以外には利用しません。

- 対象 75歳以上のみの世帯（今年度75歳になる方も含む）
- 問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72-6917

公益財団法人 栃木県育英会の募集

栃木県育英会では、令和7年4月に高等学校または修業年限2年以上の専修学校高等課程に在学している人を対象に奨学生を募集します。

- ▼募集期限 6月20日(金)
- ▼貸与月間
 - ・国公立 18,000円
 - ・私立 30,000円

▼願書等配布先 県内高等学校、市町教育委員会などに配布します。

- ▼問合せ (公財)栃木県育英会事務局
☎028・623・3459



ホームページ

令和7年度介護支援専門員 実務研修受講試験のご案内

▼試験日時

10月12日(日)午前10時～正午

▼試験会場

宇都宮大学 峰キャンパス
(宇都宮市峰町350)

▼試験案内書

申込書の配布

○配布期間

6月30日まで

○配布場所

町保健福祉課、ゆめ



プラザ・那須、県高齢対策課、県北健康福祉センター、とちぎ福祉プラザ、栃木県シルバー大学校各校、とちぎ健康の森総合受付

※とちぎ健康の森総合受付のみ土日祝日も配布

▼申込書の受付

・受付期間 6月9日～30日

・受付方法 試験案内書に同封の封筒で簡易書留にて送付(当日消印有効)

※受付期間以外の受付は一切行いません。

▼受験料

13,400円

▼問合せ

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会生きがい健康部生きがいづくり課

☎028・650・5587

おしえて
住宅改修のこと

なるほど！ 介護保険

第6回
(全12回)

将来の自分や家族のことを考えたとき、健康なうちに介護サービスについて学んでおくことが大切です。今月は住宅改修の利用について、住宅改修事業者が説明します。

介護保険を利用して自宅を リフォームすることができます

介護保険の住宅改修とは、保険を利用して被介護者が生活しやすいようにご自宅の設備を整えることです。所得によって1～3割の自己負担額で改修できます。

住宅改修の流れ

介護保険から住宅改修費を受給する場合は事前申請が必須です。申請後、町から許可が出る前に行った工事は保険対象外です。漏れのない手続きをするためにも流れを確認しておきましょう。

- ① ケアマネジャーに相談
- ② 住宅改修プラン（住宅改修が必要な理由書）の作成
- ③ 申請書類の提出
- ④ 町からの結果通知
- ⑤ 着工



住宅改修事業者・
社会福祉士
富田雅達さん
(広谷地)

つまりきやすい段差、しゃがむのがつらい和式便座、手すりのない浴室での入浴に不安を感じていませんか？住宅改修を行って環境を改善すれば、介護を受けるご本人はもちろん、ご家族の負担も軽減できます。住み慣れた自宅の生活を続けるために、どんな施工ができるか、まずはケアマネジャーに相談してみましよう。

▼問合せ 保健福祉課介護保険係

☎72・6910

リフォーム内容	対象者
手すりの取り付け 段差の解消 扉の取り替え 床や通路の材料の変更 便器の取り替え 工事に付帯して必要な改修	要支援1・2 要介護1～5 介護保険被保険者証に記載されている住所地に住んでいる方

支給限度額は20万円(超過分は介護保険対象外)原則1人1回(住宅で1回ではなく個人で1回) ※介護度の変更等による例外があります。